⑵　最終指定親会社のほか、自己資本調達手段がその連結自己資本規制比率の算出において自己資本に算入される子法人等が存在する場合には、当該子法人等を記載すること。
⑶　直近に公表された連結自己資本規制比率の算出において、自己資本に係る基礎項目の額に算入された額を記載すること。
⑷　自己資本調達手段につき額面金額が定められていない場合には、記載を要しない。
⑸　「連結貸借対照表」については、「株主資本」、「少数株主持分」及び「負債」のうち該当するものを記載すること。
⑹　発行日を特定することが困難である場合には、記載を要しない。
⑺　「初回償還可能日」とは、発行後五年を経過した日以後の日であって、発行者が初めて償還等（償還期限が定められていないものの償還又は償還期限が定められているものの期限前償還をいう。以下同じ。）を行うことが可能な日をいう。
⑻　「特別早期償還特約」とは、一定の事由が生じた場合には発行後五年を経過する日前に償還等を行うことを可能とする特約をいう。
⑼　「任意償還可能日」とは、発行者による償還等が可能な日をいう。
⑽　配当率（利率）が、固定配当率（利率）の場合には「固定」と、変動配当率（利率）の場合には「変動」と、当初は固定配当率（利率）であって一定期間経過後に変動配当率（利率）に変更される場合は「固定から変動」と、当初は変動配当率（利率）であって一定期間経過後に固定配当率（利率）に変更される場合は「変動から固定」と記載すること。
⑾　変動配当率（利率）については、その基準とする市場金利の名称及びこれに加算する百分率を記載すること。
　ただし、私募や相対取引の方法により行われたため配当率又は利率が一般に公表されていない資本調達手段については、これらを資本調達手段の特性（通貨・満期の有無及び償還期限・期限前償還条項の有無等）ごとに区分し、当該区分ごとに基準日における加重平均利率を開示することができる。
⑿　「配当等停止条項」とは、剰余金の配当又は利息の支払の停止を行った場合における同等以上の質の自己資本調達手段に係る剰余金の配当又は利息の支払に関する発行者に対する制約事項を定める条項をいう。
⒀　発行者の有する剰余金の配当又は利息の支払いについての裁量に応じて、「完全裁量」、「部分裁量」又は「裁量なし」のうち、該当するものを記載すること。
⒁　他の種類の資本調達手段への転換が生じる場合の概要を記載すること。
⒂　他の種類の資本調達手段への転換が生じる場合において、当該転換が生じる自己資本調達手段の範囲に応じて、「常に全部転換」、「全部転換又は一部転換」又は「常に一部転換」のうち、該当するものを記載すること。
⒃　他の種類の資本調達手段への転換が生じる場合において、自己資本調達手段一つにつき交付される他の資本調達手段の数を記載すること。なお、転換比率の修正に関する条項が定められている場合には、当該転換比率の修正に係る概要も記載すること。
⒄　他の種類の資本調達手段への転換に係る発行者の有する裁量に応じて、「完全裁量」、「部分裁量」又は「裁量なし」のうち、該当するものを記載すること。
⒅　「元本の削減」には、自己資本調達手段の元本金額が減額される場合のほか、当該自己資本調達手段が無償で発行者に譲渡される場合等、実質的に元本の削減と同じ効果が生じる場合を含む。
⒆　元本の削減が生じる場合の概要を記載すること。
⒇　元本の削減が生じる場合において、元本の削減が生じる自己資本調達手段の範囲に応じて、「常に全部削減」、「全部削減又は一部削減」又は「常に一部削減」のうち、該当するものを記載すること。
㉑　「元本回復特約」とは、元本の削減後に一定の事由を満たすことを条件として当該削減された元本部分の全部又は一部の回復を可能とする旨の特約をいう。
㉒　残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段が存在しない場合は、「一般債務」と記載すること。
㉓　「非充足資本要件」とは、自己資本調達手段の額の全部又は一部が算入される自己資本に係る基礎項目の額の区分に応じ、連結自己資本規制比率告示第五条第三項に定める普通株式の要件、連結自己資本規制比率告示第六条第四項に定めるその他Tier１資本調達手段の要件又は連結自己資本規制比率告示第七条第四項に定めるTier２資本調達手段の要件のうち、当該自己資本調達手段が充足しないものをいい、複数の非充足資本要件がある場合には、実質破綻認定時損失吸収条項（連結自己資本規制比率告示第六条第四項第十五号又は第七条第四項第十号に定める要件をいう。）など、自己資本調達手段の損失吸収力を判断するために特に重要と認められるものを記載することができる。

附　則

（適用時期）

第一条　この告示は、平成二十五年三月三十一日から適用する。

（銀行の自己資本の構成に関する開示事項に係る経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（以下「新告示」という。）第二条第二項、第三条第二項又は第六条第二項の規定に基づき、別紙様式第一号により作成する自己資本の構成に関する開示事項は、平成二十年三月三十日までの間は、附則別紙様式第一号により作成しなければならない。

２　新告示第四条第二項、第五条第二項又は第六条第二項の規定に基づき、別紙様式第二号により作成する自己資本の構成に関する開示事項は、平成二十年三月三十日までの間は、附則別紙様式第二号により作成しなければならない。

（銀行持株会社の自己資本の構成に関する開示事項に係る経過措置）

第三条　新告示第七条第二項、第八条第二項又は第九条第二項の規定に基づき、別紙様式第二号により作成する自己資本の構成に関する開示事項は、平成二十年三月三十日までの間は、附則別紙様式第二号により作成しなければならない。

（国内基準行に係る経過措置）

第四条　国内基準行（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）第一条第十号の三に規定する国内基準行をいう。）である銀行及び国内基準行（銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）第一条第十号の三に規定する国内基準行をいう。）である銀行持株会社については、当分の間、新告示の規定にかかわらず、第一条の規定による改正前の銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の規定を適用する。

（最終指定親会社の自己資本の構成に関する開示事項に係る経過措置）

第五条　第二条の規定による改正後の金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件第三条第二項、第四条第二項又は第五条第二項の規定に基づき、別紙様式第一号により作成する自己資本の構成に関する開示事項は、平成二十年三月三十日までの間は、附則別紙様式第三号により作成しなければならない。